

「前橋市中小企業振興基本条例」制定に向けた基本的な考え方に関するパブリックコメントの結果について

意見募集期間：平成25年6月3日（月）から6月21日（金）

意見提出者数：2名

意見提出件数：5件

いただいた意見を要約して市の考え方を説明します。
今回いただいたご意見を参考に、前橋市中小企業振興基本条例を制定させていただきます。
大変貴重な意見をいただき、ありがとうございました。

パブリックコメントによる意見等	意見に対する市の考え方
<p>■ 目的の前に前文を入れて、中小企業が地域の担い手という役割、地域の持続的な発展を図るためには、経済主体の大多数を占める中小企業が元気になることが必要であり、そのために市を挙げて取り組む必要があることを明らかにする。「千葉県中小企業の振興に関する条例」「戸田市中小企業振興条例」の前文が参考になる。</p> <p>■ 条例の目的 「市内の中小企業の健全なる発展を促進し・・・」を「前橋市経済の健全なる発展及び市民生活の向上を図ることを目的とします」に変える。 ※中小企業を支援することは持続的な地域経済の発展と市民生活の向上を目的としている。</p> <p>■ 条例に基づく施策が意見を取り入れ実施されるよう、中小企業・業者、中小企業・業者団体、行政、学識経験者、金融機関などで構成する会議を設置することを条例に加える。 11条 前橋市中小企業振興会議（戸田市の中小企業振興条例が参考になる。）</p>	<p>■ 条例に対する市の考え方を明らかにするため、「目的」の前に「前文」を入れます。 内容は、中小企業が本市経済の発展に大きく貢献してきたとの認識に立ち、本市の産業発展の経過、本市の特徴、産業の潜在力等を明示し、それらを背景として、今後の中小企業の発展のために中小企業者自らの努力はもちろん、市をはじめ社会全体が手を取り合い中小企業を支援していく内容としたいと考えております。</p> <p>■ 本市としては中小企業の健全な発展を促進することにより、市民生活の向上が図られると考えておりますので、提示した文案で進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>■ お寄せ頂きましたご意見のとおり、施策の実施にあたりまして、関係者による会議の開催等を通じて、意見を取り入れた施策の実施に努めて参りたいと考えておりますので、条例案には会議開催等についての記述をする予定でございます。</p>

①中小企業振興施策を調査研究し、市に提言することを目的とした。前橋市中小企業振興会議（振興議会）を設置する。

②振興会議は、中小企業・業者、中小企業・業者団体、学識経験者、金融機関の職員、行政機関の職員など多様な構成員により構成する。

③振興会議委員の任期、構成について定める。

■条例に基づく施策の実施を広く知らせることが必要で「公表」の項目を加える。

12条 公表

「市は、毎年中小企業の振興に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。」

■「前橋市中小企業振興基本条例」制定に対し、賛同させていただきます。

市内中小企業に向けた施策につきまして、実現可能な範囲で現状（現場）の意見や要望を取り入れていただければ幸いです。

今後も前橋市の取り組みにご期待いたします。

■具体的な施策の進捗状況の公表等については、今後設置を予定する会議等の中で検討していきたいと考えております。

■条例を制定し、さらに効果的な施策の推進に努めて参りたいと考えております。

施策の実施にあたりましては、市内中小企業の現状や意見を十分に取り入れながら、進めていきたいと考えております。

問い合わせ先：前橋市商工観光部産業政策課
電話：027-898-6983（直通）